

みんなで創る自治基本条例市民会議代表者と 上越市議会自治基本問題調査特別委員会との 自治基本条例についての意見交換会 資料
平成 19 年 1 月 29 日 (月)
みんなで創る自治基本条例市民会議 事務局 (上越市 企画・地域振興部 企画政策課)

資料No. 2

特別委員会のまとめを踏まえた代表者会の考え方（概要）

1 意見交換について

- ・ 代表者会として共通の認識に集約していくために、ある程度の条文の形に整理をする作業を行ってきている。
- ・ その条文の形に整理したタタキ台を特別委員会に示し、それをお互い共通のタタキ台として意見交換を行いたい。

2 それぞれの項目について

(1) 「前文」、「目的」

- ・ 特別委員会がイメージする「上越市らしさ、上越版らしさ」はどのようなイメージなのか。

(2) 「住民投票制度」

- ・ 市民会議の考えとして、「常設型」の住民投票条例が望ましいとする。
- ・ 市民会議の思いの根幹は、「白紙委任ではない」ということである。
- ・ 「常設型」にするかわりに、ある程度ハードルは高くすべきである。ハードルを高くするかわりに、議会の関与はさせない。（「白紙委任ではない」という根幹からも）
- ・ 市民、市長、議会の三者が発議権を持つ。
- ・ 自治基本条例には基本的な部分のみを定め、詳細は住民投票条例で定める。

(3) 「市議会の責務」

- ・ 特別委員会が提案している「議員の責務」については、市民会議でもそれらの議論を全部積み重ねたうえで「規定する必要がある」と判断した。これまでの市民会議での議論の経過を説明したい。
- ・ 「議員の品位と議会の品格保持」については、逆に「市民の責務」として規定すべき。
- ・ タタキ台の最初の 4 行は難しくて長いので、箇条書きに整理する。
- ・ 市民、市長、議会の三者が対等であるかどうかの議論は、今後も整理が必要である。「前文」の「私たち」は、「市民」をイメージしている。
- ・ 「行政」など、言葉の定義は今後も整理が必要である。

(4) 「自治基本条例の最高規範性、改正手続」

- ・ 改正、廃止については、最高規範性を担保する意味から、より慎重に行われるべきであり、そのハードルは高く設定すべきである。その方法については、法との整合を踏まえながら、今後さらに検討していく必要がある。